

# 令和8年度保存版

令和8年6月1日  
(2026年)

保護者様

和歌山市立西脇小学校  
校長 川崎 ゆき

## 警報等発表時の措置について

○和歌山市にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報発表の場合  
(警戒レベル3以上はすべて含む)

	発表状況	措置	備考
登校前	発表中の場合	・解除されるまで自宅で待機する。	
	午前6時までに解除された場合	・平常通りの授業を行う。 ・通学路等の安全を確かめて登校する。	給食あり
	午前6時～午前8時の間に解除された場合	・解除された時点で、登校する。 ・午前中の授業を行う。	給食なし
	午前8時までに解除されなかった場合	・臨時休業とする。	
登校後	下校時まで発表された場合	・「家庭環境調査票(災害時緊急連絡用)」の記入(集団下校、あるいは学校待機後お迎え)通りに下校する。 ・ただし、下校が危険と判断したとき、学校で待機させる場合もある。 ・レベル4危険警報・レベル5特別警報発表時は学校待機とする。	『LINEスクール連絡帳』にて配信

・警報が解除となり登校する場合でも、なお危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を一時見合わせ、安全を確かめてから登校させる。

・前日に台風が和歌山市に上陸すると予想できるときは、翌日の給食を中止することがある。給食中止を決定したときは、事前に『LINEスクール連絡帳』で知らせる。翌日は臨時休業または午前中の授業終了後、下校させる。

○地震が発生した場合 (震度5弱以上)

	措置	備考
登校前	・ <u>震度5弱以上</u> の地震が発生したときは、臨時休業とする。 ・震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等、危険が予測される場合は臨時休業とする。	『LINEスクール連絡帳』にて配信
登校後	・震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、児童を安全な場所に避難誘導し、情報を収集したうえで、待機させるか下校させるか決定する。	『LINEスクール連絡帳』にて配信

・避難勧告、避難指示により学校が避難所となる場合は、臨時休業とする。

・避難後は「家庭環境調査票(災害時緊急連絡用)」にしたがって児童を引き渡す。

※『LINEスクール連絡帳』については、全員登録をお願いしています。